

争議件数の内六三・一パーセントは土地を中心としたものであるが、貧農小作人の土地を死守する決死的闘争はたかめられまた軍に土地引上の反対のみ闘争するのでなく闘争は一步一步と政治的闘争へ發展してゐる、資本家地主の政府や其の手先は窮乏のドレン底にある労働者農民の反抗を眼り込ませ闘争への憤起を抑へつけるために國家非常時の業名を以て戦争排外主義の熱に酔わせまた自作農制定、小作調停、産業組合の徹底化によつて農民の戦争化を阻止せんとし、更に六十五議會に於ては小作法案を上提して「農民組合の組織の破壊を試みんとし治安維持法の改悪によつて労働者農民を惨虐なる刑に處せん」としてゐる

一方五・一五事件は滿洲事變と共に既成政黨の勢力を弱め意識のふくれた大衆就中中小商工業者中小地主を排外主義思想

にオドらせるに至り、眞崎參謀長、秦憲兵司令官等を主腦者とせる軍部の政治的獲得の運動は益々露骨となり平沼若しくは山梨をして内閣を組織せしめ反動政治を徹底せしめ三井、三菱、安田、大倉、住友等の金融財閥を尙一層援助しよりとるへしてゐるし軍部の政黨に對する壓迫を理由に政友民政黨でさへも軍部と大衆の接近を阻止する運動を起してゐるかの如くである、而しながら程度の差こそあれ軍部、民政、政友、國民同盟また社會大、衆黨悉くが金融資本家、大地主の忠僕に變りないのである

資本家地主政府の彈壓迫害に屈せず眞に小作人大衆の利益のために闘争を指導せる全權本部は數度の彈壓に困難なる状態におかれてゐるが全會本部が尙一層小作人大衆の指導部たるべく今や全國的に其の再建闘争が起されるに至つた